

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市太白区八木山本町一丁目3番地の7

氏名 株式会社庄子専助商店

代表取締役 庄子 専一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久

許可の年月日 平成29年10月13日

許可の有効年月日 平成34年10月12日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く。）、

イ 木くず、ウ 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、

エ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く。）、オ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上5品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月13日 新規許可

5. 積替え許可の有無 存・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白